

## 1989年・中米和平交渉(特集 中米地域紛争に関する国際ワークショップ)

著者	石井 章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	7
号	1
ページ	2-10
発行年	1990-03-20
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00006571">http://hdl.handle.net/2344/00006571</a>

## 1989年・中米和平交渉

石井 章

はじめに

中米地域紛争の話し合いによる政治解決への努力は、かつてはコンタドーラ・グループ(メキシコ、パナマ、コロンビア、ベネズエラ)という第三者による調停を中心になされてきたが、それがはかばかしい成果を生まないまま暗礁に乗り上げ、代わって1987年以来当事者である中米5カ国の大統領による首脳会談(中米サミット)が主役の座を占めるようになった。86年5月のグアテマラのエスキプラスでの会合が第1回中米サミットであるが、具体的な内容を含んだ合意文書(グアテマラ合意)\*が採択された87年8月のグアテマラ会談以後、中米和平交渉は新たな段階に入ったとみなすことができる。第1回以後これまでに開催された中米サミット、およびその主な成果を整理すると以下のようになる。

第1回 1986年5月24・25日

グアテマラ エスキプラス

コンタドーラ・グループにより提案された和平協定書案の調印に関して合意がなされた(調印は実施されていない)

第2回 1987年8月6・7日

グアテマラ グアテマラ市

5カ国大統領により合意文書が調印された。「グアテマラ合意」の主な内容は、(1)各国内に「国民和解委員会」を設置すること、(2)政府と



いしい・あきら  
在サンホセ  
海外調査員

非正規武装勢力(反政府ゲリラ)との間の戦闘の停止、(3)国内の民主化、(4)恩赦の実施、(5)自由な選挙の実施、(6)非正規武装勢力に対する外国の援助の停止、(7)他国への侵攻を目的とした国土の利用の禁止、(8)これらの合意事項の履行状況を検証、追跡調査するため「国際検証・追跡委員会」を設置すること、である\*\*。

第3回 1988年1月15・16日

コスタリカ アラフエラ

国際検証・追跡委員会の報告書を検討した結果、合意事項が十分に履行されていないとして、各国政府にたいして無条件にこれを実施するよう要請する趣旨の共同声明を発表した。

\* 現地中米では一般に「エスキプラス第2」と呼ばれている。

\*\* 石井 章「ドキュメント：グアテマラ合意」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.4, No.4 1987年) 参照。

## 第4回 1989年2月13・14日

エルサルバドル コスタ・デル・ソル  
ニカラグアの国内民主化、総選挙の実施、コ  
ントラの解体に関して合意が達成された。(第  
1節参照)

## 第5回 1989年8月5～7日

ホンジュラス テラ  
コントラの解体、帰国・再定住の具体的日程  
と方法について合意がなされた。(第3節参照)

## 第6回 1989年12月10～12日

コスタリカ コロナド  
コントラとFMLNの解体について合意がなさ  
れた。(第6節参照)

このように1989年になってから3回の中米サミ  
ットが開催され、ニカラグアの紛争に関しては内  
戦の終結、コントラの解体についてほぼ国際合意  
が成立したといえる。一方エルサルバドルに関し  
ても新政権発足後、左翼ゲリラFMLN(ファラブ  
ンド・マルティ民族解放戦線)が政府との交渉のテ  
ーブルにつくなど政治的解決へ向けて一歩踏みだし  
たかにみえた。しかし年末近くなってエルサルバ  
ドル内戦はかえって激化し、ニカラグアではサン  
ディニスタ政府がコントラに対する一方的停戦を  
破棄するなど、中米和平を遠のかせる一連のでき  
ごとが起こり、予断を許さない状況にある。本稿  
では中米サミットを中心に89年の中米和平をめぐ  
る動きを整理し、最後に若干の展望を試みるもの  
である。

## 1 エルサルバドル合意

1989年2月13、14日の2日間、エルサルバドル  
の太平洋岸、コスタ・デル・ソルで会合をもった  
中米5カ国の大統領は、2月14日付で次のような  
内容の共同声明を発表した。

(1) ニカラグアは「グアテマラ合意」に従って  
同国内の民主化と国民和解を進展させること。具  
体的には、選挙法と情報法(Ley de Medios)を改正

すること。遅くとも1990年2月25日までに総選挙  
(正副大統領、国会、地方議会議員、および中米議会議  
員を選出する)を実施すること。各野党の代表が均  
衡のとれたかたちで参加するような最高選挙審議  
会(Consejo Supremo Electoral)を組織すること。

(2) 中米諸国の大統領は「ニカラグア・レジス  
タンス」(Resistencia Nicaragüense, RNと略称)\*の  
解体、そのメンバーおよび家族の自主的帰国ある  
いは第三国への再定住を実施するための「総括案」  
を90日以内に作成する。

(3) 上記の武装集団の解体、自主的帰国ないし、  
再定住のための条件をつくるため、ニカラグア政  
府は、米州人権委員会の分類に従って囚人の釈放  
に取りかかる。

(4) 中米諸国の大統領は「グアテマラ合意」に  
従い、域内の非正規武装勢力あるいは反乱運動に  
援助(人道的援助は除く)を与えている域内、域外  
の政府に対して、ただちにこのような援助を停止  
するよう要請する。

(5) 諸国大統領は、すべてのセクターとりわけ  
この地域で活動している反乱運動と非正規武装勢  
力に対して、各国内の合法的な政治過程に統合さ  
れるよう要請する。この意味でエルサルバドルの  
すべてのセクターに対して今度の選挙(3月19日)  
に参加するよう要請する。

以上の他に共同声明では中米議会(Parlamento  
Centroamericano)の重要性を再確認し、国際社会に  
対して中米諸国の社会経済的回復のための援助を  
要請し、環境問題、麻薬問題に協同して対処する  
ことが述べられている。

「エルサルバドル合意」の最大のポイントは、  
ニカラグア国内の民主化、総選挙の実施と引き替  
えに、ホンジュラス領内に駐留するコントラの解  
体に関して各国が一致したことである。

\* 通常「コントラ」と呼ばれるニカラグアの  
反政府武装集団。コントラが「反革命派」と  
いう意味で一定の価値観を含む言葉であるた  
め、公式文書では避けられている。

## ■ 1989年・中米和平交渉

「エルサルバドル合意」に対する中米各国の反応をみると、まずニカラグアは、コントラの解体に関して国際的合意が得られたことで、この結果に満足している。コスタリカは、アリアス大統領のもとで1987年以来中米地域紛争の調停者として指導的な役割を演じてきただけに、同じくこの結果に満足を示している。次にエルサルバドルであるが、この合意は主としてニカラグアの紛争解決についてのものであって、エルサルバドルにとって意味するところは少ない。89年6月に成立したARENA（国民共和同盟）現政権をはじめ同国内の右派勢力は、ニカラグアを同国の左翼ゲリラFMLNに対する補給・司令基地とみなしており、コントラの解体と同時並行してFMLNも解体すべし、とする立場をとっている。

ホンジュラスはこれまでコントラの滞在によってさまざまな不都合、不利益を被ってきただけに、同国からコントラの撤収を定めたこの合意は国民各層から支持されている。ただしコントラの解体と武装解除をだれが、どのようにして実施するのかについては懐疑的な見方が強い\*。

### 2 ニカラグアをめぐる動き(3～8月)

「エルサルバドル合意」ではコントラの解体とそのメンバーの帰国ないしは第三国への移動についての具体案を90日以内、すなわち5月中旬までに策定することで一致した。これを受けて5カ国の事務レベル会議が開かれ、この問題が討議されたが、エルサルバドルがニカラグアのコントラのみでなく、同国のFMLNの解体も同時に扱うことを主張したためまとまらず、問題の解決は次回サミットまで持ち越されることになった。第5回中米サミットは当初の予定では5月にホンジュラスで開催されるはずであったが、6月にエルサルバドルの政権交替もあって順延となり、結局8月初旬に持ち越された。ここでは「エルサルバドル合意」以後、8月の第5回サミットまでの間のニカ

ラグアをめぐる動きを振り返ってみる。

国内ではまず3月に、「エルサルバドル合意」に従って、1979年の革命以来獄中にあったソモサ時代の元国家警察隊員1894名が釈放された。次いで88年4月以来途絶えていた政府と野党各派との間の対話が再開され、選挙法、情報法(情報メディアの規制に関する法律)の改正について討議された。

4月18日に国会(与党FSLNが61議席、野党各派が35議席を占める)で新選挙法が成立したが、野党側の要求(国外在住のニカラグア人に対して国外での投票を認めること。兵営における投票の禁止。選挙運動のために、国営マスメディアにおいて与野党に平等な時間配分を与えること)は新法に組み入れられなかった。4月28日に新情報法が成立したが、情報に対する諸規制が存在すること、同法の解釈と適用の権限が内務省にあることなどから野党側の反発は強かった。

6月に国会は選挙管理の最高機関であるCSE(最高選挙審議会)のメンバー5人を選出した。5人のうち2人はサンディニスタ系、1人はPCD(保守民主党)、1人はPLI(自由独立党)の各代表、1人は特定の政治団体に属さない著名人という構成だが、野党側は5人のうちPLIの代表のみが真の反政府派で、他はいずれも親サンディニスタであると批判した。

4月にグアテマラ市で、国内の野党グループとコントラの代表者との会合がもたれ、1990年2月の総選挙に協同して参加することで合意がなされた。それに伴いコントラの元幹部であったセサル(Alfredo César)等の大物が続々と帰国し、国内での政治活動に参加することになった。

与党FSLN(サンディニスタ民族解放戦線)は1990年の総選挙の正副大統領候補としてD・オルテガ、S・ラミレスの現職コンビを、他方野党連合UNO(反政府国民連合)は大統領候補に反政府系新聞

\* *Centroamérica Hoy*, No.18, 1989年2月24日。

『ラ・プレンサ』社社主のチャモーロ(Violeta Barrios de Chamorro)を、副大統領候補にPLI指導者ゴドイ(Virgilio Godoy)を、それぞれ決定した。

米国の当面の対ニカラグア政策は、コントラに対する軍事援助は1988年3月以来停止しているものの、「人道的援助」の名目で非軍事的援助を90年2月まで続けるというものである。ニカラグア政府が自由な選挙と民主化を実施するための圧力としてコントラの存在は必要であるという立場をとっている。

8月5～7日にホンジュラスで開催される運びとなった第5回中米サミットの直前に、ニカラグアでは政府と複数の政党との間で会談が行なわれ、8月4日に合意文書が調印された。会談に参加したのは政府代表の他、最大の野党勢力であるUNO(14の政党・政治団体の連合)、中道5政党、および与党FSLNを含む左翼4政党の代表者である。

合意内容の中心は、ホンジュラスに滞在する非正規武装勢力(コントラ)の解体、彼らの帰国ないし第三国への移動をすべての政党が支援することと引き替えに、政府は総選挙へ向けての国内諸改革を保証する、というものである。野党側が政府から引き出した譲歩としては以下の事柄があげられる。(1)選挙法と情報法の新たな改正を行なう。(2)「治安維持と公共の安全に関する法律」の撤廃。またこの法律に違反したかどで拘留された者をただちに釈放する。(3)警官が司法機能を果たすことを廃止する。(4)1989年9月から90年2月までの半年間徴兵を停止する。(5)90年2月の総選挙で選出された新大統領は同年4月25日に就任する。

野党側が要求したCSEのメンバーの入れ替えは受け入れられなかったが、妥協案として7人のメンバーから成る諮問機関を付設することで一致した。また民間のテレビ局の開設も認められなかったが、選挙期間中公営テレビで各政党が毎日30分の政見発表をする権利を獲得した。

## ／ 3 テラ宣言

第5回中米サミットは8月5日から7日までの3日間、ホンジュラスのカリブ海岸のテラで開催され、「グアテマラ合意」調印2周年にあたる8月7日に合意文書が調印された。

第1回から第4回までの中米サミットの出席者(5カ国大統領)はいずれも同じ顔ぶれであったが、第5回サミットでは1人が入れ替った。すなわちエルサルバドル代表がキリスト教民主党的のドゥアルテ前大統領から、6月に就任したARENAのクリスティアーニ新大統領に代わった。ARENAが右翼政党であることから、ニカラグアとの関係で会談は難航することが予想された。クリスティアーニ大統領は、エルサルバドルの左翼ゲリラFMLNをニカラグアの左翼政権が支持しているとして、コントラの解体と同時にFMLNも解体すべしと主張したが、結局国外に出撃拠点を有するコントラと国内にその活動が限定されているFMLNを同一に論ずることはできないという主張がとおり、コントラの解体を盛り込んだ「テラ宣言」が採択された。同宣言ではエルサルバドル内戦に関しても政府とゲリラとの和平交渉の実現を呼びかけた。

「テラ宣言」の主な内容は次のとおりである。

(1) RN(コントラ)を解体し、そのメンバーおよび家族を自発的に帰国させ、あるいは第三国に再定住させるための「総括案」(Plan Conjunto)に署名する。

(2) エルサルバドル内戦を停止する必要性を確認し、FMLNに対して政府との対話に応ずるよう呼びかける。

(3) RNの解体、帰国・再定住が実現されることを条件に、ニカラグアはホンジュラスを相手どった国際司法裁判所に対する提訴(ホンジュラスがコントラに基地を提供しているという訴え)を取り下げる。

(4) 中米和平の進展を検証するため、国連に対

## ■ 1989年・中米和平交渉

し平和維持軍の派遣を含む必要な方法を採用しよう要請する。

(5) グアテマラにおいて民主的なプロセスが定着することを希望する。同国の武装グループに対して、この合意の精神に反する行動を放棄し、国民和解のプロセスを通じて合法的政治生活に統合されるよう要請する。

(6) 「中米議会」の重要性を再確認し、その発足のための条約ができるかぎり速やかに効力を発することを希望する（コスタリカを除く4カ国の議会で条約はすでに批准されている）。

(7) 次回中米サミットを1989年12月にニカラグアで開催する。

上記(1)でいう「総括案」とはいかなる内容のものか。そこではまず、コントラの解体、帰国ないし第三国への再定住に関するすべての活動に責任を有する「支援・検証国際委員会」(Comisión Internacional de Apoyo y Verificación, CIAVと略称)の設立が定められた。CIAVは「テラ宣言」調印後30日以内に設立され、その設立の日から90日以内にRN(コントラ)の武装解除が行なわれる。すなわちCIAVの設立の期限は9月6日、コントラの解体の期限は12月5日と定められた。この90日の間にCIAVはニカラグア政府とともにRNと直接接合を行ない、そのメンバーの政治過程への統合を促進する。また帰国を望まない者に対する受入れに関して、第三国の政府と接合を行なう。上記の(コントラ解体の)期限がきれる際に、CIAVはこの計画の遂行に関する報告を中米諸国の大統領に提出する、というものである。

このようにテラ・サミットでは、FMLNの解体、武装解除をコントラのそれと抱き合わせて共同宣言に組み入れようとしたクリスティアーナ大統領の意図は容れられなかった。またニカラグアにおいて自由で公正な選挙が実施された後にはじめてコントラは解体されるべきであるという米国の立場も反映されなかった。それに代わりコントラ解体の具体的な段取りと日程が明確にされたことで

ニカラグアが点を稼いだかたちとなった。しかし「テラ宣言」はあくまでも5カ国大統領の間の合意であり、宣言であって、コントラ自身およびその背後にある米国がこれに同意したわけではないので、合意事項の実現可能性については疑問がある。

## ／＼<sub>4</sub> エルサルバドル：和平交渉 と内戦の激化（9～11月）

エルサルバドルでは3月19日の大統領選挙結果に基づき、6月1日にARENA新政権が発足した。クリスティアーナ新大統領は就任演説で左翼ゲリラFMLNと和平交渉を行なう用意があることを表明、また「テラ宣言」で5カ国大統領はFMLNに対して政府との対話に応ずるようよびかけた。こうした背景のもとに9月にメキシコ市で政府とFMLNとの会談が開かれる運びとなった。

エルサルバドルでは1980年10月に左翼ゲリラの連合組織FMLNが結成され、翌81年1月にゲリラの本格的攻勢が始まり内戦状態に陥った。それ以後9年に及ぶ内戦で犠牲者は7万人に達するといわれる。ドゥアルテ前政権下の84年と87年に計3回の和平交渉が行なわれたが、いずれも有益な成果を得られず、交渉はその後立ち消えになっていた。

1989年9月13～15日にメキシコ市で開かれたARENA政府とFMLNとの和平交渉ではなんらの具体的な一致点は見出だせず、交渉を継続させることについてのみ合意がなされた。

続いて10月16、17日にコスタリカのサンホセ郊外で2回めの政府－ゲリラ会談が開かれた。政府側はゲリラに対しただちに敵対行為を止めるよう主張したのに対して、ゲリラ側は停戦の条件としてまず政治、法律、社会、経済上の諸改革が必要であり、これらの改革を通じてはじめてFMLNの政治活動への参加が保証されると主張した。結局この会談でもなんらの具体的な成果をみないまま

閉会し、次回は11月20、21日にカラカスで開催されることになった。

10月31日に全国労働組合連合（FENASTRAS）の本部が爆破され、10人が死亡する事件が起こった。FMLNはこれに抗議して政府との和平交渉の停止を発表、11月のカラカス会談を破棄した。

11月11日夜から、首都サンサルバドルを中心にFMLNの大攻勢が始まり、過去9年間の内戦で最大規模の戦闘が首都で展開された。政府はただちに戒厳令と夜間外出禁止令を発令した。約20日間続いた戦闘で、犠牲者は政府軍、ゲリラ、民間人合わせて2000人を超えるとされる。一方この戦闘のさなか、11月16日未明、イエズス会神父6人（カトリック系中米大学学長を含む）が何者かに襲われ虐殺されるという事件が起こった。この犯行には軍の一部が絡んでいるのではないかとみられていたが、年が明けた1月早々将校2人を含む軍人47人が神父殺害容疑で逮捕された。

このようにエルサルバドルではARENA政権発足後、政府とFMLNとの和平交渉が2回行なわれたが、具体的進展がみられないまま決裂し、内戦がかえって激化するという状況にある。

## 5 米州サミットとその後の情勢 (10月～11月)

コスタリカの民主制施行100年を記念して、アリアス大統領の音頭で準備が進められた米州サミットは、10月27、28日の両日、コスタリカのサンホセで開催された。米州のうち大統領、首相といったトップが会議に参加したのは16カ国であった。他方キューバ、パナマ、チリ、ハイチの4カ国は、民主政体ではない、現政権が国民の意思に基づいて成立したものではない、という理由で招待されなかった。サミットでの主要な議題は民主主義、対外債務をはじめとする経済問題、麻薬問題、環境保護といったもので、中米問題は必ずしも中心議題ではなかったが、ここではニカラグアをめぐ

って起きた波紋について記しておきたい。

主催国コスタリカのアリアス大統領は、米州のなかで前記4カ国を招待からはずしたが、ニカラグアに関しては、中米和平を推進する立場から同じ仲間としてオルテガ大統領をサミットに招待している。しかしニカラグアの現体制は民主政体ではなく、国民の意思を反映したものではないという立場をとるブッシュ米大統領をはじめ他の首脳から冷たく扱われ、心証を害したオルテガ大統領はサミット2日め午後の閉会式、レセプション等をボイコットして早めに帰国してしまうというハプニングがあった。

それにもまして波紋を巻き起こしたのは、27日に同大統領がコントラに対する一方的停戦の破棄を発表したことである。1988年3月の「サポア合意」（ニカラグア政府とコントラとの暫定停戦協定）に基づいてニカラグアでは同年4月1日から60日間の暫定停戦に入り、その後期限がきれるたびに政府側は期限を延長して一方的停戦を続けてきた。ところが10月31日できれる停戦期限を延長せず、これで打ち切ると発表したのである。サンディニスタ側の言い分は、コントラは一方的停戦を無視してここ数週間間にホンジュラスの基地からニカラグア国内に侵入し攻撃を強めている、というものである。

ニカラグアがこの時期に過去19カ月間続いた停戦を破棄し、しかも米州サミットの機会にそれを発表した意図はどこにあるのか。「テラ宣言」に盛り込まれた「コントラ解体」の期限（12月5日）が近づいてもその実現の目途もたないことに苛立ち、サミットに集まった米州諸国首脳を前に問題の重要性を訴えて事態の打開を図ろうとしたものであろうが、その後の展開をみると事態は必ずしもニカラグアにとって望ましい方向には進んでいないようだ。

「サポア合意」と前後して1988年3月以来米国の対コントラ軍事援助は停止され、「人道的援助」（食料、衣料、医療援助）だけに限定されているが、

## ■ 1989年・中米和平交渉

今回の停戦破棄の発表で米国は軍事援助の再開も考慮する、とニカラグアに対し圧力をかけている。

11月に国連安全保障理事会は「中米平和維持部隊」(ONUCA)の設置を定めた。これはエルサルバドル、ニカラグア両紛争国とその隣国との国境を越えた武器あるいは非正規武装勢力(ゲリラ)の移動の有無を検証するもので、12月にその第一陣が派遣された。

ニカラグア政府とコントラとの停戦交渉が11月9、10日にニューヨークの国連本部で、続いて11月13～20日にワシントンの米州機構本部で行なわれた。政府側は停戦の条件として最近数週間の間ニカラグアへ侵入したコントラ(約3000人といわれる)がホンジュラスの基地へ撤退することを主張したが、コントラ側はこれを拒否、現在の戦線を維持したまま停戦するという立場を貫いたため、交渉は物別れに終わった。この停戦交渉の特徴は、サンディニスタ側が段階的にいくつかの妥協案を示したにもかかわらず、コントラ側が強硬で譲らなかったことである。コントラの背後には米国の後ろ盾があるものとみられる。

11月には中米和平の実現を遠のかせるもう一つの事件が起こった。11月25日、ソ連製地对空ミサイルを積載した小型機がエルサルバドル東部で墜落したが、エルサルバドル政府はこれをFMLNに対するニカラグアからの武器援助とみなし、26日に対ニカラグア国交断絶に踏み切った。クリスティアニニ大統領は、11月のFMLNの大攻勢は外部からのなんらかの援助なしには不可能であり、これにはニカラグアが絡んでいるとみている。

### ／＼ 6 コロナド宣言

以上のような危機的な状況のなかで、第6回中米サミットは開かれることとなった。当初ニカラグアが開催予定地であったが、クリスティアニニ・エルサルバドル大統領がマナグア・サミットに参加の意思を表明したため、場所をコスタリカの

サンホセ郊外のコロナドに変更して12月10～12日に開催された。

会議ではエルサルバドル、ニカラグア間の不仲だけでなく、ホンジュラスを相手どった国際司法裁判所への提訴取り下げの問題に関してニカラグアの態度が強硬なことから、アスコナ・ホンジュラス大統領が共同宣言の採択に難色を示し、一時は決裂の気運もあったが、土壇場の12月12日早朝になって5カ国大統領は共同宣言に署名した。この共同宣言は正規には「サン・イシドロ・デ・コロナド宣言」(Declaración de San Isidro de Coronado)とよばれるが、ここでは略して「コロナド宣言」とする。

「コロナド宣言」の主な内容は次のとおりである。

(1) 域内において非正規武装勢力が行なっている武力行動、テロ活動を強く非議する。

(2) コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの4カ国大統領は、エルサルバドルのクリスティアニニ大統領に対する確固とした支援を表明する。

(3) 4カ国大統領はFMLNに対し、ただちに敵対行為を中止し、話し合いに応ずるよう呼びかける。

(4) RN(コントラ)およびFMLNの解体が中米和平の推進のために必要であるとの認識に立ち、ONUCA(国連・中米平和維持部隊)がその活動を活性化させ、両ゲリラ勢力に対する武器供与を阻止すべきものとする。

(5) CIAVに対して、FMLNの解体のための行動を開始するよう要請する。

(6) RNに向けられる資金を、今後はRNの解体、帰国・再定住を遂行するための資金としてCIAVに向けるよう、中米諸国大統領はオルテガ・ニカラグア大統領を支援する。

(7) ニカラグア政府は、1990年2月5日までに帰国する者に対して、同月25日の総選挙のための選挙人登録ができるよう取り計らう。



(8) グアテマラ、ホンジュラス、コスタリカ大統領は、エルサルバドル、ニカラグア両国に対して、交渉と対話によって両国間の亀裂を修復させ、外交、領事関係を継続させるよう勧告する。

(9) ニカラグアがホンジュラスを相手どって提出した国際司法裁判所への提訴の問題に関しては、双方の代表者からなる委員会を設置し、6カ月以内に両国間の不一致の超法規的調整(areglo extrajudicial)を図るものとする。

(10) 次回サミットを1990年第1四半期にマナグアで開催する。

「テラ宣言」と比べて「コロナド宣言」の大きな特徴は、ニカラグアのコントラのみでなくエルサルバドルのFMLNについても解体すべしという点で一致した点である。前者ではコントラの解体について具体案を提示したが、FMLNに対しては政府との対話に応ずるよう呼びかけたにとどまった。しかも「コロナド宣言」ではエルサルバドルのクリスティアーニ大統領に対する支援を、他の4カ国大統領が表明している。これまでFMLNを支援していると非難されてきたニカラグアのオルテガ大統領がこれに署名したことの意味は大きい。ここでははっきりエルサルバドルが得点を稼いだ結果となった。一方ニカラグアは、これまでコントラに向けられてきた資金を今後はCIAVに向けるという一項をかちとった。

いうまでもなくこの合意は、あくまでも5カ国大統領の間の合意であって、一方の当事者であるコントラあるいはFMLNが同意したものではない。事実「コロナド宣言」発表の直後に、FMLN、コントラ、および米国政府はそれぞれこれに対する強い反対を表明した。このように合意事項の実現性については大いに疑問があるが、この合意が中米和平交渉の今後に一定の方向づけを与えるであろうことは否定しがたい。

## ／＼おわりに

1989年中米和平交渉の展開をもう一度振り返ってみると、2月の「エルサルバドル合意」に始まり8月の「テラ宣言」までは、少なくともニカラグアに関しては内戦終結、和平の実現へ向けて大幅な前進を示したかのようにみえた。しかし10月の米州サミットの頃より状況が一変し、ニカラグアでは政府がコントラに対する一方的停戦を放棄し、エルサルバドルでは和平交渉が決裂した後、内戦は激化するなど、中米和平の実現までにはまだ道遠しの感がある。

ここで中米地域紛争に関わる特徴を整理してみよう。まず第1にあげられるのが地域としての一体性、相互関連性である。ニカラグア、エルサルバドル両国の紛争はもともとその原因となるものは国内の問題であったかもしれないが、いまやそれは個々の国の国内問題としてではなく地域の問題として認識されている。地域の問題は地域の自助努力で解決しようという姿勢の表われが、1986年以来数回にわたる中米サミットである。

第2に、そのこととは別にこの2国の内戦は東西代理戦争的な要素をもっていただけに、域外の国際関係に大きく影響されることは否定できない。その意味で東西の緊張緩和、とくに1989年に起こった東欧諸国の一連の政変と民主化、自由化への動き、マルタでの米ソ首脳会談のもつ意義は大きい。

第3に、なんといっても中米にとって圧倒的な影響力をもつ米国との関わりである。ニカラグア紛争を例にとれば、コントラの解体が実現されるか否かは、コントラ自身の意思よりも米国政府の意図に大きく依存しているといってもよい。

しかしそれならば中米5カ国の大統領が何回も会合をもち、討議を積み重ね、共同宣言をまとめあげたことがまったく無意味なことかといえはけっしてそうではない。相互に利害が絡み合い、ときに対立する5カ国の首脳が一堂に会して話し合

## ■ 1989年・中米和平交渉

い、和平実現へむけての一定の合意に達し、共同宣言を発すること自体が重要なのであり、しかもそれが国際世論の支持を得ている以上、いかに米国といえどもそれをまったく無視した行動はとりにくいはずである。また域内のゲリラ勢力がこれらの合意事項や宣言に同意したわけではなくても、これらの宣言は彼らの行動に対しても一定の規制力として働いてくるからである。

次に中米和平の今後の見通しであるが、1990年2月のニカラグアの総選挙が一つの転換点になるであろう。この選挙が順調に行なわれた場合には、その結果サンディニスタ、野党連合のどちらかが勝ったにしても、もはやコントラを存続させる正当な理由はなく、米国としても改めてコントラをどうするのか考え直さざるを得ないであろう。

一方エルサルバドルに関しては、内戦終結、FMLNの武装解除と合法的政治活動への参加はかんたんには進まないであろう。コントラが米国の援助なしに存立し得ないことはだれの目にも明らかなのに対して、FMLNは国内に拠点を有し、それ自身で自給、自立しうる集団である。たとえ伝えられるようなキューバからニカラグア経由の武器援助が途絶えたとしても、ただちに彼らが武装勢力と

して崩壊するものではない。また交渉を再開するにしても、政府とFMLNの間の主張の隔たりは大きい。ただしもしニカラグアで和平が実現されるならば、その波及効果はエルサルバドルにも及ぶであろう。

最後に、本稿では中米地域紛争といった場合にニカラグア、エルサルバドル2国の内戦のみを取りあげ、グアテマラについてはまったく触れなかった。グアテマラの紛争は、この2国の場合のように東西代理戦争的要素をもたなかったこと、また紛争が国内に止まり、隣国に直接影響を及ぼさないことのために国際的にそれほど注目されていない。しかしグアテマラにおける左翼ゲリラの武力闘争は、エルサルバドルのFMLNやニカラグアのソモサ独裁を倒したFSLN（サンディニスタ民族解放戦線）の闘争よりも長い歴史をもっている。またそれに対する弾圧も酸鼻をきわめ、国際社会からしばしば人権抑圧を非難されてきた。さらにグアテマラ紛争は他の2国の場合と異なり民族問題も絡んでおり、問題の根は深い。私見では、かりにニカラグア、エルサルバドル両国で和平が成立したとしても、グアテマラの紛争は最後まで残るのではないかと思われる。